

視覚障害者等の発行された著作物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約（仮称）（概要）

文化庁国際課
平成26年10月

1. 目的

視覚障害者・読むことに障害のある者のための著作権の制限及び例外等について国際的な法的枠組みを構築し、各締約国の著作権法において当該制限及び例外に関する規定が整備されること等により、視覚障害者等による発行された著作物へのアクセスを促進すること。

2. 経緯

2005年より、世界知的所有権機関（W I P O）において著作権の制限及び例外に関する議論が開始され、各国間で継続的に議論が行われてきた。

その結果、2012年12月に開催されたW I P O臨時総会において、条約採択のための外交会議が開催されることが決定され、2013年6月、モロッコのマラケシュにおいて開催された外交会議において、本条約が採択された。

3. 主な規定

（1）本条約の対象となる著作物（第2条(a)）

発行されているか又は他の何らかの媒体において公に利用可能なものとされているものであって、書籍等のテキスト形式のものとされている。

（2）本条約の受益者（第3条）

- ① 視覚障害者
- ② 知覚的又は読字に関する障害のある者
- ③ 身体障害により、書籍を保持する、操作する、目の焦点を合わせる、又は目を動かすことができない者

(3) 締約国における著作権の制限及び例外に関する規定の整備 (第4条)

本条約の締約国は、受益者を対象として、国内の著作権法において、著作権に関する世界知的所有権機関条約(WCT)に定める複製権、譲渡権及び利用可能化権の制限又は例外に関する規定を定め、利用しやすい形式※の複製物の著作物の利用可能性を促進する。国内法令に定められる制限又は例外は、著作物を代替的な形式で利用しやすくするために必要な変更を許容するものとする。

※点字、DAISY (Digital Accessible Information System) 等

(4) 利用しやすい形式の複製物の輸出入 (第5条・第6条)

本条約の締約国は、受益者にとって利用しやすい形式の複製物について、締約国間で輸出入が円滑に行われるための制度を整備する。

① 輸出国に関する義務

輸出国の国内法に基づいて作成された利用しやすい形式の複製物を、当該輸出国のAuthorized Entity※が、他国(輸入国)の受益者又はAuthorized Entityに対して譲渡又は利用可能化することを認める。

② 輸入国に関する義務

輸入国の国内法が利用しやすい形式の複製物の作成を認める範囲において、受益者、Authorized Entity等が、受益者のために利用しやすい形式の複製物を輸入することを認める。

※情報にアクセスする手段等を、受益者に非営利で提供することを政府によって認められている機関(第2条(c))

4. 発効要件

20箇国の批准・加入により発効する。2014年10月現在、インド及びエルサルバドル共和国が締結している。